

はじめに

この報告書は、令和2年10月1日現在で行われた令和2年国勢調査の集計結果から、山形県の人口の労働力状態、産業・職業別の就業者数などに関する事項について取りまとめたものです。

国勢調査は、日本に住むすべての人を対象に、国内の人口・世帯等の実態を明らかにすることを目的として行われる国の最も重要な統計調査で、大正9年からほぼ5年ごとに実施されております。令和2年調査は21回目に当たり、実施100年目の節目となる調査でした。

県では、令和2年3月に策定した「第4次山形県総合発展計画」に基づき、人口減少に対応した取組みとともに、人口減少を抑制する取組みを強化し、活力ある地域社会づくりを進めてまいります。

本報告書が、各種行政施策の企画・立案、学術研究、企業活動など各方面において広く御活用いただければ幸いです。

おわりに、令和2年国勢調査に多大な御理解、御協力をいただきました県民の皆様と調査事務に御尽力をいただきました市町村関係者、指導員、統計調査員及び関係各位に心から感謝申し上げます。

今後とも、より一層の御理解と御協力を賜りますようお願いいたします。

令和4年10月

山形県みらい企画創造部長

岡 本 泰 輔

令和2年国勢調査 就業状態等基本集計報告書 目次	利用上の注意	1
	令和2年国勢調査結果の概要	
	1 労働力状態	
	(1) 労働力人口	12
	(2) 労働力率	13
	(3) 年齢別の労働力率	14
	(4) 男性の年齢別の労働力率	15
	(5) 女性の年齢別の労働力率	16
	(6) 就業者数と就業率	17
	(7) 男女、年齢別の就業率	18
	(8) 完全失業者数と完全失業率	19
	(9) 若年層の完全失業者数	20
	(10) 若年無業者	21
	2 従業上の地位	
	(1) 従業上の地位別就業者数	22
	(2) 従業上の地位別就業者数（男女別）	22
	(3) 従業上の地位別就業者数（年齢別）	23
	3 産業・職業別構成	
	(1) 産業3部門別の就業者数	25
	(2) 産業3部門別の就業者数（年齢別）	26
	(3) 産業大分類別の就業者数	27
	(4) 産業大分類別の就業者数（男女別）	28
	(5) 産業大分類別の就業者数（増減率）	29
	(6) 職業大分類別の就業者数	30
	4 夫婦の労働力状態	
	(1) 夫婦共に「就業者」の世帯数（共働き世帯）	31
	(2) 共働き率	31
	(3) 夫婦のいる一般世帯の就業状態	32
	(4) 夫の年齢別の夫婦の就業状態	32
	5 外国人の労働力状態	
	(1) 外国人労働力人口	33
	(2) 外国人就業者数	34
	(3) 産業大分類別の就業者数	35
	6 教育（10年ごとの調査）	
	(1) 最終卒業学校の種類別人口	36
	(2) 最終卒業学校の種類別労働力状態	37

	頁	頁
統計表 I		
第1表 労働力人口、労働力率		40
第2表 全国の労働力状態		43
第3表 山形県の労働力状態		44
第4表 市町村別の労働力状態		45
第5表 市町村別の産業大分類別就業者		117

統計表 II			
第1表 主要統計表		第2表 主要統計表	
(全国、都道府県ランキング)		(県、市部・郡部、地域別、市町村ランキング)	
① 労働力人口	124	① 労働力人口	133
② 就業者		② 就業者	
③ 完全失業者	125	③ 完全失業者	134
④ 非労働力人口		④ 非労働力人口	
⑤ 労働力率		⑤ 労働力率	
⑥ 就業率	126	⑥ 就業率	135
⑦ 完全失業率		⑦ 完全失業率	
⑧ 雇用者	127	⑧ 雇用者	136
⑨ 役員		⑨ 役員	
⑩ 自営業主（家庭内職者を含む）	128	⑩ 自営業主（家庭内職者を含む）	137
⑪ 家族従業者		⑪ 家族従業者	
⑫ 一般世帯数		⑫ 一般世帯数	
⑬ 夫婦のいる一般世帯	129	⑬ 夫婦のいる一般世帯	138
⑭ 共働き率		⑭ 共働き率	
⑮ 産業3部門別の就業者	130	⑮ 産業3部門別の就業者	139
⑯ 主な産業（大分類）別就業者	131	⑯ 主な産業（大分類）別就業者	140

付録	
令和2年国勢調査の概要	144
令和2年国勢調査調査票	147

利 用 上 の 注 意

1 利用上の注意

- (1) 本報告書（以下「本書」という。）は、令和2年10月1日現在で行われた令和2年国勢調査について、総務省統計局から公表された「就業状態等基本集計」から、本県分について取りまとめたものです。
- (2) 特にことわりのない各年次及びその数値は、各年の国勢調査及びその数値です。
- (3) 小数点以下の数値は四捨五入して表示しているため、個々の数値を合算して得た数値とは必ずしも一致しません。また、分類不能も総数に含まれるため、各項目の計が総合計と一致しない場合があります。
- (4) 掲載した各種割合は、特に注記のない限り、分母から不詳を除いて算出しています。
- (5) 使用記号は次のとおりです。

「－」は該当数値がないもの、「0.0」は単位未満の数

「△」は負数

- (6) 主な割合の算出方法

労働力率 = 「労働力人口」 ÷ 「15歳以上人口（労働力状態「不詳」を除く。）」 × 100

就業率 = 「就業者数」 ÷ 「15歳以上人口（労働力状態「不詳」を除く。）」 × 100

完全失業率 = 「完全失業者数」 ÷ 「労働力人口」 × 100

- (7) 本書における地域区分は、次のとおりです。

区 分	市 町 村 名
村山地域	山形市、寒河江市、上山市、村山市、天童市、東根市、尾花沢市、山辺町、中山町、河北町、西川町、朝日町、大江町、大石田町
最上地域	新庄市、金山町、最上町、舟形町、真室川町、大蔵村、鮭川村、戸沢村
置賜地域	米沢市、長井市、南陽市、高畠町、川西町、小国町、白鷹町、飯豊町
庄内地域	鶴岡市、酒田市、三川町、庄内町、遊佐町

2 用語の解説

人 口

国勢調査における人口は、調査年の10月1日午前零時現在（以下「調査時」という。）の「常住人口」です。

常住人口とは、調査時に常住している場所で調査する方法（常住地方式）による人口をいいます。ここで「常住している」とは、当該住居に3か月以上にわたって住んでいるか、又は住むことになっていることをいい、3か月以上にわたって住んでいる住居又は住むことになっている住居のない者は、調査時にいた場所に「常住している」とみなしています。

また、日本国内に常住する外国人は、基本的に調査の対象としていますが、外国政府の外交使節団・領事機関の構成員（随員を含む。）及びその家族並びに外国軍隊の軍人・軍属及びその家族は調査の対象から除外しています。

※昭和25年以前の人口の定義については、本書9ページに記載のユーザーズガイドから参照してください。

年 齢

「年齢」は、令和2年9月30日現在の満年齢を基に集計しています。なお、令和2年10月1日午前零時に生まれた人は0歳としています。

国 籍

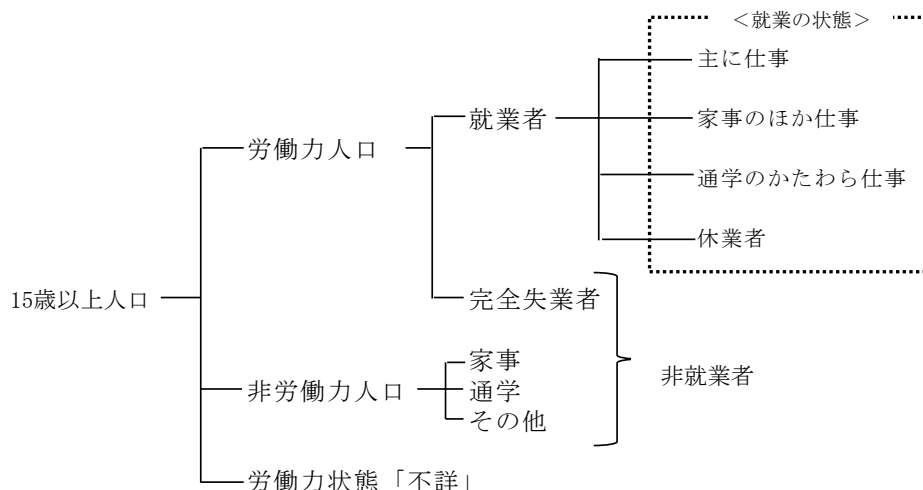
国籍を、「日本」、「韓国、朝鮮」、「中国」、「フィリピン」、「タイ」、「インドネシア」、「ベトナム」、「インド」、「ネパール」、「イギリス」、「アメリカ」、「ブラジル」、「ペルー」、「その他」に区分しています。

なお、二つ以上の国籍を持つ人については、次のとおりです。

- (1) 日本と日本以外の国の国籍を持つ人は「日本」
- (2) 日本以外の二つ以上の国の国籍を持つ人は、調査票の国名欄に記入された国

労働力状態

「労働力状態」とは、調査年の9月24日から30日までの1週間（以下「調査週間」という。）に「仕事をしたかどうかの別」により、次のとおり区分したものです。



区分	内容
労働力人口	就業者と完全失業者を合わせたもの
就業者	<p>調査週間中、賃金、給料、諸手当、営業収益、手数料、内職収入など収入（現物収入を含む。）を伴う仕事を少しでもした者 なお、収入を伴う仕事を持っていて、調査週間中、少しも仕事をしなかった人のうち、次のいずれかに該当する場合は就業者としています。</p> <p>① 勤めている人が、病気や休暇などで休んでいても、賃金や給料をもらうことになっている場合や、雇用保険法に基づく育児休業基本給付金や介護休業給付金をもらうことになっている場合</p> <p>② 事業を営んでいる人が、病気や休暇などで仕事を休み始めてから30日未満の場合</p> <p>また、家族の人が自家営業（個人経営の農業や工場・店の仕事など）</p>

		の手伝いをした場合は、無給であっても、収入を伴う仕事をしたこととして、就業者に含めています。
	主に仕事	主に勤め先での仕事や自家営業などの仕事をしていました場合
	家事のほか仕事	主に家事などをしていて、そのかわり、例えばパートタイムでの勤め、自家営業の手伝い、賃仕事など、少しでも収入を伴う仕事をした場合
	通学のかたわら仕事	主に通学していて、そのかわり、例えばアルバイトなど、少しでも収入を伴う仕事をした場合
	休業者	① 勤めている人が、病気や休暇などで休んでいても、賃金や給料をもらうことになっている場合や、雇用保険法に基づく育児休業基本給付金や介護休業給付金をもらうことになっている場合 ② 事業を営んでいる人が病気や休暇などで仕事を休み始めてから30日未満の場合
	完全失業者	調査週間中、収入を伴う仕事を少しもしなかった者のうち、仕事に就くことが可能であって、かつ、ハローワーク（公共職業安定所）に申し込むなどして積極的に仕事を探していた者
	非労働力人口	調査週間中、収入を伴う仕事を少しもしなかった者のうち、休業者及び完全失業者以外の者
	家事	自分の家で主に炊事や育児などの家事をしていた場合
	通学	主に通学していた場合
	その他	上のどの区分にも当てはまらない場合（幼児・高齢者など）
	労働力状態「不詳」	未回答などにより労働力状態が判定できない場合

《注意点》

「通学」には、小学校・中学校・高等学校・高等専門学校・短期大学・大学・大学院のほか、予備校・洋裁学校などの各種学校・専修学校に通っている場合も含まれますが、幼稚園、保育園（保育所）又は認定こども園は含みません。

<参考 労働力状態の分類の変遷：昭和25年～昭和40年>

調査年	労働力人口		非労働力人口
	就業者	完全失業者	
昭和40年	おもに仕事 ¹⁾ 従に仕事 ¹⁾ 休業者 ¹⁾	—	家事 ¹⁾ 通学 ¹⁾ その他 ¹⁾
昭和35年	おもに仕事 従に仕事 休業中	—	家事 通学 病気・老令 その他
昭和30年	従業中の者 おもに仕事をしていた者 ¹⁾ おもに家事をしていた者 ¹⁾ おもに通学していた者 ¹⁾ その他 ¹⁾ 休業中の者 おもに家事をしていた者 ¹⁾ おもに通学していた者 ¹⁾	おもに家事をしていた者 ¹⁾ おもに通学していた者 ¹⁾ その他 ¹⁾	家事をしていた者 ¹⁾ 通学していた者 ¹⁾ その他 ¹⁾

	その他 ¹⁾		
昭和25年	従業中 ²⁾ 休業中 ²⁾	—	通学 ²⁾ 家事 ²⁾ 病気老齢等で働けないもの ²⁾ その他及び不詳 ²⁾

注) 「—」は内訳が存在しないことを意味します(表頭における区分については存在しています)。

1) 1%抽出集計結果のみ、上記の内訳を表章しています。

2) 10%抽出集計結果のみ、上記の内訳を表章しています。

※昭和25年以前の労働力状態の分類については、本書9ページに記載のユーズガイドから参照してください。

従業上の地位

「従業上の地位」とは、就業者について、調査週間中にその人が仕事をしていた事業所における地位によって、次のとおり区分したものです。

区分	内容
雇用人	会社員・工員・公務員・団体職員・個人商店の従業員・住み込みの家事手伝い・日々雇用されている人・パートタイムやアルバイトなど、会社・団体・個人や官公庁に雇用されている人で、次にいう「役員」でない人
正規の職員・従業員	勤め先で一般職員又は正社員と呼ばれている人
労働者派遣事業所の派遣社員	労働者派遣法(「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」)に基づく労働者派遣事業所に雇用され、そこから派遣されている人
パート・アルバイト・その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 就業の時間や日数に関係なく、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれらに近い名称で呼ばれている人 ・ 専門的職種に従事させることを目的に契約に基づき雇用される「契約社員」や、労働条件や雇用期間に関係なく、勤め先で「嘱託職員」又はそれに近い名称で呼ばれている人
役員	会社の社長・取締役・監査役、団体・公益法人や独立行政法人の理事・監事などの役員
雇人のある業主	個人経営の商店主・工場主・農業主などの事業主や開業医・弁護士などで、雇人がいる人
雇人のない業主	個人経営の商店主・工場主・農業主などの事業主や開業医・弁護士・著述家・家政婦などで、個人又は家族とだけで事業を営んでいる人
家族従業者	農家や個人商店などで、農仕事や店の仕事などを手伝っている家族
家庭内職者	家庭内で賃仕事(家庭内職)をしている人
従業上の地位「不詳」	未回答などにより従業上の地位が判定できない場合

※「従業上の地位」の区分は、各回調査で若干異なっており、その変遷は以下のとおりです。

<参考 「従業上の地位」の区分の変遷>

調査年	区分数	3区分表章での区分		
		自営業主	雇用者	家族従業者
平成22年以降	6区分	雇人のある業主 雇人のない業主 家庭内職者	雇用者 正規の職員・従業員 労働者派遣事業所の派遣社員 パート・アルバイト・その他 役員	家族従業者
平成12年及び17年	6区分	雇人のある業主 雇人のない業主 家庭内職者	雇用者 常雇 臨時雇 役員	家族従業者
昭和50年～平成7年	6区分	雇人のある業主 雇人のない業主 家庭内職者	雇用者 役員	家族従業者
昭和45年	6区分	雇人のある業主 雇人のない業主 内職者	雇用者 役員	家族従業者
昭和40年	5区分	自営業主 内職者	雇用者 会社などの役員	自家営業の手伝い
昭和35年	7区分	雇人のある業主 雇人のない業主 内職者	官公の雇用者 民間の雇用者 民間の役員	家族従業者
昭和30年	5区分	雇人のある業主 雇人のない業主	官公の雇用者 民間の雇用者	家族従業者
昭和25年	5区分	雇人のある業主 単独の業主	一般の雇用者 官公の雇用者	家族従業者
昭和22年	4区分	個人業主	会社及び団体の役員 雇用者	家族従業者
昭和15年	3区分	事業主	その他の有業者	家族従業者
大正9年及び昭和5年	2区分	業主	業主以外	

産業・職業

国勢調査に用いている産業分類及び職業分類は、日本標準産業分類並びに日本標準職業分類を国勢調査に適合するように集約して編成したもので、分類の詳しさの程度により、大分類、中分類、小分類があります。

(1) 産業

「産業」とは、就業者について、調査週間中にその人が実際に仕事をしていた事業所の主な事業の種類によって分類したものをいいます（調査週間中「仕事を休んでいた人」については、その人がふだん仕事をしている事業所の主な事業の種類）。

令和2年国勢調査に用いている産業分類は、日本標準産業分類（平成25年10月改定）を基に再編成したもので、20項目の大分類、82項目の中分類、253項目の小分類となっています。

なお、本書では、産業大分類を3部門に集約している場合がありますが、その区分は以下のとおりです。

部門	内訳
第1次産業	A 農業、林業 B 漁業
第2次産業	C 鉱業、採石業、砂利採取業 D 建設業 E 製造業
第3次産業	F 電気・ガス・熱供給・水道業 G 情報通信業 H 運輸業、郵便業 I 卸売業、小売業 J 金融業、保険業 K 不動産、物品賃貸業 L 学術研究、専門・技術サービス業 M 宿泊業、飲食サービス業 N 生活関連サービス業、娯楽業 O 教育、学習支援業 P 医療、福祉 Q 複合サービス事業 R サービス業（他に分類されないもの） S 公務（他に分類されるものを除く）

※ 産業大分類のうち「T 分類不能の産業」については、上記の3部門には含んでいません。

《注意点》

- ① 仕事をしてきた事業所が二つ以上ある場合は、その人が主に仕事をしてきた事業所の事業の種類によっています。
- ② 労働者派遣事業所から派遣されて仕事をしている人は、派遣先の事業所の主な事業の種類によって分類しています。

(2) 職 業

「職業」とは、就業者について、調査週間中、その人が実際に従事していた仕事の種類によって分類したものをいいます（調査週間中「仕事を休んでいた人」については、その人がふだん実際に従事していた仕事の種類）。

なお、従事した仕事二つ以上ある場合、その人が主に従事した仕事の種類によっています。

令和2年国勢調査に用いた職業分類は、日本標準職業分類（平成21年12月統計基準設定）を基に再編成したもので、12項目の大分類、57項目の中分類、232項目の小分類から成っています。

世帯の種類

世帯の種類のうち、「一般世帯」とは次のものをいいます。

- (1) 住居と生計を共にしている人の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者
ただし、これらの世帯と住居を共にする単身の住み込みの雇人については、人数に関係なく雇主の世帯に含めています。
- (2) 上記の世帯と住居を共にし、別に生計を維持している間借りの単身者又は下宿屋などに下宿している単身者
- (3) 会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舎、独身寮などに居住している単身者

教 育

(1) 在学か否かの別

学校に在学しているか否かによって、次のとおり区分しています。

区分	内容
卒業者	学校を卒業して、在学していない人
在学者	在学中の人
未就学者	在学したことのない人又は小学校を中途退学した人

「学校」とは、小学校、中学校、高等学校、義務教育学校、中等教育学校、短期大学、大学、高等専門学校、特別支援学校（盲学校、ろう学校、養護学校）など学校教育法第1条にいう学校（幼稚園を除く。）及びこれらに準ずる学校をいい、国立・公立・私立、夜間・昼間の別、教育制度の新旧は問いません。

ただし、予備校、洋裁学校、料理学校、会話学校や、職員・社員の研修所、講習所、養成所、訓練所などは、ここでいう学校には含みません。

(2) 最終卒業学校の種類

最終卒業学校の種類により、次のとおり区分しています。

なお、中途退学した人は、その前の卒業学校を最終卒業学校としています。

区分	学校の例
小学校	【新制】 小学校 義務教育学校の前期課程 特別支援学校（盲学校・ろう学校・養護学校）の小学部
	【旧制】 国民学校の初等科 尋常小学校 （※ 高等小学校・国民学校の高等科の場合は、学校区分は「中学」となります）
中学校	【新制】 中学校 義務教育学校の後期課程 中等教育学校の前期課程 特別支援学校（盲学校・ろう学校・養護学校）の中学部
	【旧制】 高等小学校 国民学校の高等科 通信講習所普通科 青年学校普通科 実業補習学校
高校・旧中	【新制】 高等学校 中等教育学校の後期課程 特別支援学校（盲学校・ろう学校・養護学校）の高等部 准看護師（婦）養成所 高等学校卒業程度認定試験の合格者 ¹⁾
	【旧制】 高等学校尋常科 尋常中学校 高等中学校予科 高等女学校 実業学校（農業・工業・商業・水産学校など） 師範学校予科又は師範学校一部（3年修了のもの） 通信講習所高等科 鉄道教習所中等部・普通部（昭和24年までの卒業生） 青年学校本科
短大・高専	【新制】 短期大学 高等専門学校 都道府県立の農業者研修教育施設 看護師（婦）養成所 専門職短期大学
	【旧制】 高等学校高等科 大学予科 高等師範学校 青年学校教員養成所 図書館職員養成所 高等通信講習所本科
大学 ¹⁾	大学 水産大学校専門学科・専攻科 防衛大学校本科 防衛医科大学校医学科・看護学科 放送大学全科履修生 気象大学校大学部 専門職大学 職業能力開発総合大学校の長期課程（平成11年4月以降）
大学院	大学院 専門職大学院 水産大学校研究科 防衛大学校研究科 防衛医科大学校医学研究科 放送大学修士全科生

1) 平成16年度までの大学入学資格検定規程による試験の合格者も含めます。

専修学校・各種学校については、入学資格や修業年数により、以下のとおり区分しています。

専修学校・各種学校		学校区分
専修学校専門課程 (専門学校)	新高卒を入学資格とする修業年限4年以上のもの ¹⁾	大学
	新高卒を入学資格とする修業年限2年以上4年未満のもの	短大・高専
専修学校高等課程 (高等専修学校)	中学卒を入学資格とする修業年限3年以上のもの	高校・旧中
各種学校	新高卒を入学資格とする修業年限2年以上のもの	短大・高専
	中学卒を入学資格とする修業年限3年以上のもの	高校・旧中

1) 平成18年3月までの卒業者は「短大・高専」

《注意点》

- ・ 高等学校、短期大学及び大学については、定時制やこれらの学校の卒業資格が得られる通信教育による課程も含めます。
- ・ 大学院については、修士課程（修士相当の課程を含む）以上を修了した場合に、「卒業」としています。ただし、修士課程を修了していても、大学院の博士課程に引き続き在学している場合には、「在学中」としています。
- ・ 外国の学校については、修業年限等により、それに相当する学校に区分しています。

(3) 在学学校・未就学の種類

在学者を在学学校の種類により、「(2) 最終卒業学校の種類」で分類した「小学校」、「中学校」、「高校」、「短大・高専」、「大学」、「大学院」の6つのほか、未就学者を「幼稚園」、「保育園・保育所」、「認定こども園」、「その他」の4つに区分しています。

3 就業状態等基本集計結果における不詳補完値の算出方法

総務省統計局では、令和2年国勢調査の集計に当たり、結果利用者の利便性向上を図るため、主な項目の集計結果（原数値）に含まれる「不詳」をあん分等によって補完した「不詳補完値」を算出し、これを表章した統計表を参考表として提供しています。本書に記載する労働力状態、産業、職業及び従業上の地位（産業は「分類不能の産業」、職業は「分類不能の職業」）は不詳補完値を用いており、5年前との比較においては、平成27年国勢調査を同様の方法で遡及集計した結果（不詳補完値）を用いています。

不詳補完結果（参考表）の詳細については、以下のURLを参照ください。

<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&lid=000001283576>

なお、補完前の集計結果（原数値）は山形県ホームページに掲載しています。

令和2年国勢調査 就業状態等基本集計報告書（山形県）について

本書は、県立図書館、県行政情報センター、各市町村などで閲覧できます。

また、山形県ホームページに掲載しています。山形県 <https://www.pref.yamagata.jp/>※


※ トップページ「統計情報・オープンデータ」内「人口・世帯」から「国勢調査」をご覧ください。

令和2年国勢調査結果の利用について

国勢調査の結果を利用するには、インターネットの利用又は報告書を閲覧する方法があります。

1 結果の利用のしかた

(1) インターネットを利用する方法

総務省統計局及び政府統計の総合窓口(e-Stat)  ホームページから利用できます。

総務省統計局 <https://www.stat.go.jp/data/kokusei/2020/kekka.html>

(2) 報告書等を閲覧する方法

インターネット等による公表の後、主な結果を収録した報告書等は、県立図書館、県行政情報センター、各市町村などで閲覧できます。

2 ユーザーズガイド～結果の詳細な使いかた～

総務省統計局ホームページに掲載しています。

ユーザーズガイド <https://www.stat.go.jp/data/kokusei/2020/kekka/sankou.html>